



令和6年度貝塚市低所得世帯支援給付金(子ども加算分) (児童1人あたり5万円)のご案内

※この給付金は、差押禁止等及び非課税の対象となります。

子ども加算分支給対象者

令和6年度貝塚市低所得世帯支援給付金対象世帯の世帯主
(詳しくは令和6年度貝塚市低所得世帯支援給付金のチラシをご覧ください。)

子ども加算対象児童

支給対象者と令和6年6月3日(基準日)において同一世帯となっている
18歳以下(平成18年4月2日生まれ以降)の児童

- ※同世帯の児童の子ども加算については、子ども加算分のみの申請の手続きは不要です。
- ※支給対象者である世帯主が18歳以下の児童の場合、その児童は子ども加算対象児童とはなりません。

《以下の対象児童は別途申請書の提出が必要です》

- 基準日時点で、別世帯にいるが生計が同一である児童(単身で寮に入っているなど)
- 令和6年6月4日から令和6年10月31日までに生まれた子
※支給対象者が令和6年6月4日以降に他市町村に転出した場合でも、貝塚市に申請書の提出が必要です。

(注意) 施設入所(措置)児童は施設への住所の異動に関わらず対象とはなりません
ので、確認書に対象外児童の記載がある場合は至急ご連絡ください。

給付額

対象児童1人あたり5万円

申請期限

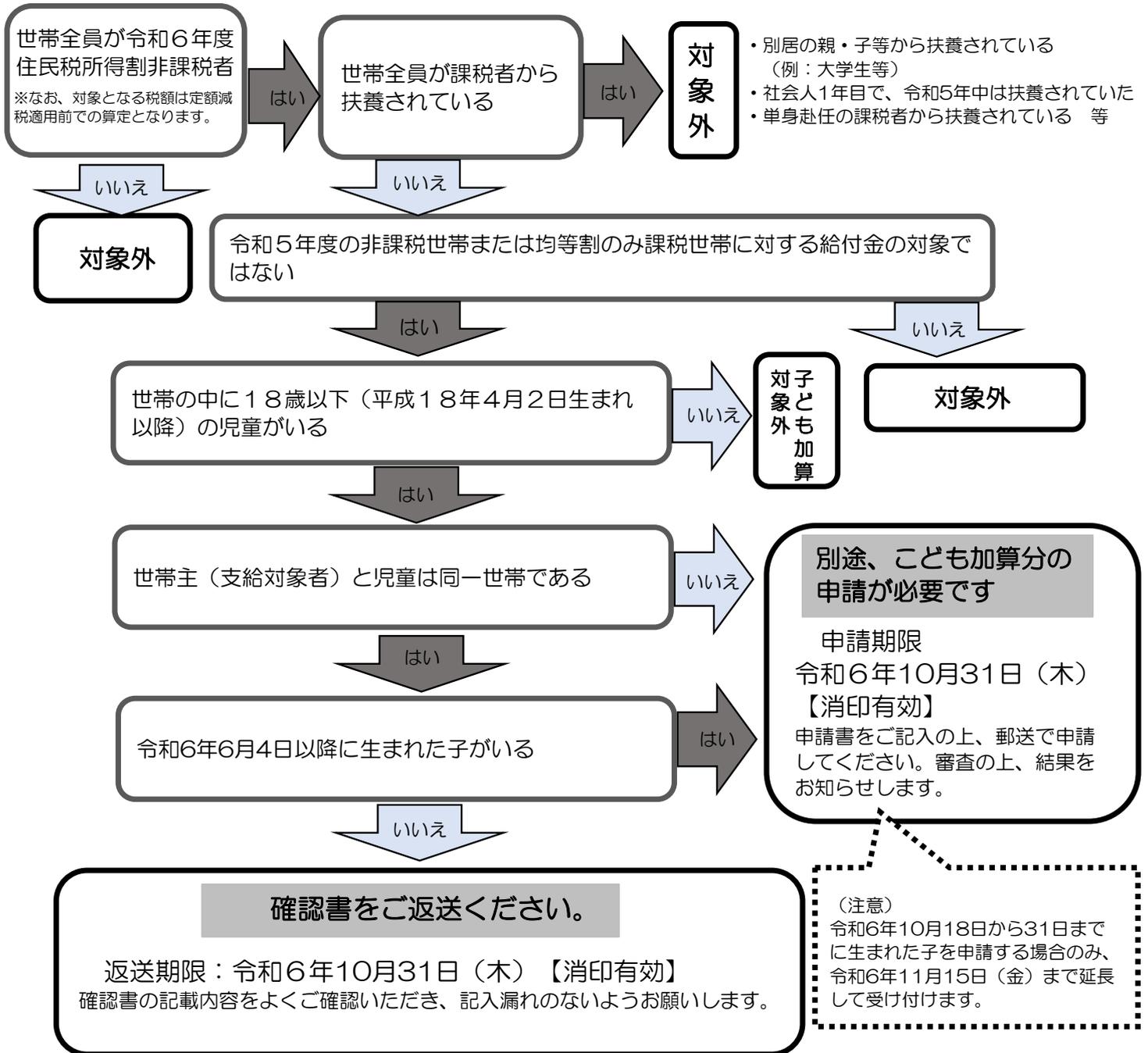
令和6年10月31日(木)【消印有効】

※令和6年10月18日から31日までに生まれた子についての申請のみ、
令和6年11月15日(金)【消印有効】まで延長して受付します。

手続き方法確認フローチャート

このチャートは一般的な事例を想定しています。

※令和6年6月3日（基準日）時点で貝塚市に住民登録がある世帯が前提条件です。



「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」にご注意ください！

不審な電話や郵便があった場合は、市役所や最寄りの警察署、または警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

お問い合わせ

〒597-8585

貝塚市畠中1丁目17番1号

貝塚市役所 健康福祉部 福祉総務課

1階エントランス特設会場

低所得世帯支援給付金担当

☎ 072-433-7062

受付時間 9:00~17:00（土・日・祝日を除く）